

ランドスケープ研究連載「社会連携の最前線から」投稿要領

(令和2年3月31日制定)

(令和2年12月4日改定)

ランドスケープ研究連載「社会連携の最前線から」に投稿する者は、本要領により原稿を作成するものとする。

1. 投稿資格

投稿者は、本会正会員または準会員とする。また、複数著者によるものは、著者のうち1名以上の本会正会員を含むこととする。ただし、社会連携委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2. 投稿条件

投稿は、国際的な連携、産官学民の様々な諸団体等との連携や、自然災害への対応の各ステージに要する連携など、ランドスケープ分野との社会連携にかかわる以下の記事とする。

- 1) 国際連携：主催・企画した国際会議、海外の最新の造園動向、学生による留学報告等の国際連携について
- 2) 社会連携：計画・設計・施工・管理等の業態間の連携や、産官学民の様々な諸団体等との社会連携について
- 3) 防災連携：災害対応、復興支援、防災研究等、自然災害への対応の各ステージに要する防災連携について
- 4) その他：広く造園界内外の社会連携につながることを期待できる話題について

3. 原稿の公募

原稿は公募により募集する。公募は日本造園学会ホームページ、情報システム「SMOOSY」等を通じて適宜行い、原稿の受付は随時とする。原稿の締切はランドスケープ研究各号発行に合わせ設定し、募集時に通知する。

4. 使用する言語

投稿原稿の作成にあたって使用する言語については、日本語とする。

5. 原稿の執筆

原稿の執筆は、社会連携委員会が指定する書式等に従うものとする。刷り上がりの頁数は2頁とし、カラー印刷は行わない。なお、学生会員が投稿する場合には、事前に指導教員による確認を受けることとする。

6. 原稿の送付および送付先

作成した原稿は、電子データをEメールにて社会連携委員会幹事に宛て提出する。

7. 採否

採否は、社会連携委員会が形式審査を行い、著者に通知する。形式審査では主に以下の点について審査を行う。

- ・商業広告を目的とするものではないか
- ・個人や団体の誹謗中傷にあたるもの、社会倫理に反するものではないか
- ・議論の公平性、客観性が担保されているか
- ・必要に応じて主張の妥当性を判断するための資料等が公開されているか
- ・執筆要領を逸脱していないか

原稿の内容については原則として審査を行わないが、必要に応じて修正を依頼する場合がある。

8. 投稿者による校正

投稿者による校正は初校について行い、原則として提出した最終原稿と印刷誌面の整合のチェック程度にとどめることとする。

9. 原稿の掲載

投稿された原稿は、受付日直近の締切時期を区切りとして編集し、次号への掲載を基本とする。ただし、応募件数及び応募内容等により掲載号が前後する場合がある。

10. 執筆料

投稿料は無料とし、投稿された原稿に対する執筆料は、支払わない。なお、その他執筆にかかる費用は著者が負担するものとする。

11. 著作権

投稿された原稿に関する著作権は著作者に帰属し、運用については本学会が代行する。但し、著作者が自己の著作物を利用する場合は、この限りではない。

12. その他

本投稿要領の改定は社会連携委員会の決議により行う。